定　　款

株式会社ベネフィット・ワン

第１章　　総　則

（商号）

第1条　　当会社は、株式会社ベネフィット・ワンと称し、英文で Benefit One Inc.と表示する。

（目的）

第2条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　会員企業の福利厚生部門の代行サービス業
(2)　会員名簿の管理保管、文書・帳簿類の発送、会計帳簿の記帳代行
(3)　情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
(4)　福利厚生等に関するアウトソーシングサービスの斡旋
(5)　旅館、ホテル等の宿泊斡旋業務
(6)　旅行業
(7)　生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
(8)　物品に係る対面販売業務及び通信販売業務
(9)　金融業、銀行代理業並びに金融商品仲介業
(10)　不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有及び利用
(11)　不動産に関するコンサルティング
(12)　土木建築工事の設計・施工・監理及び請負
(13)　ホテル・飲食店・旅館等の経営
(14)　ｺﾝﾋﾟｭｰﾀのｼｽﾃﾑ開発・企画・立案及びｺﾝﾋﾟｭｰﾀｿﾌﾄｳｪｱの販売・賃貸
(15)　損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
(16)　カスタマーロイヤリティープログラムサービス事業
(17)　従業員向けインセンティブサービス事業
(18)　会員制余暇サービス事業
(19)　教育等サービス事業の経営
(20)　リゾート施設の運営・管理および会員権の販売
(21)　船舶の運航・管理・保管
(22)　健康管理業務に関する代行サービス業
(23)　古物売買業
(24)　酒類販売業
(25)　電気通信事業法に基づく電気通信事業
(26)　業務効率化、生産性向上に関する企画、立案、サービス提供
(27)　介護用品・医療機器の販売業務
(28)　収納代行、購買・精算代行、保証等の決済関連事業
(29)　前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第3条　　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、560,000,000 株とする。

（単元株式数）
第７条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

（株式取扱規程）
第９条　　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第 10 条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章　株　主　総　会

（定時株主総会の基準日）

第 11 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集の時期）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

（招集権者および議長）

第 13 条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議要件）

第 15 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 17 条　株主総会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2　当会社の監査等委員である取締役は、６名以内とする。

（選任）

第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4　会社法第 329 条第３項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中か

ら取締役会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会）

第 22 条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

4　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 23 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第 24 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 25 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、360 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 26 条　　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第 27 条　　監査等委員会を招集するときは、会日の 3 日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2　　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（選任）

第 28 条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 29 条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　　計　算

（事業年度）

第 30 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 31 条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 32 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

2　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金等の除斥期間）

第 33 条　配当財産が交付開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付の義務を免れる。

2　未払の配当には、利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第 24 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

この定款は、平成 12 年 3 月 22 日より施行する。

平成 13 年 1 月 24 日改定

平成 13 年 4 月 1 日改定

平成 13 年 4 月 27 日改定

平成 13 年 12 月 21 日改定

平成 14 年 6 月 25 日改定

平成 15 年 6 月 26 日改定

平成 16 年 6 月 28 日改定

平成 17 年 2 月 9 日改定

平成 17 年 6 月 29 日改定

平成 18 年 6 月 29 日改定

平成 20 年 6 月 27 日改定

平成 21 年 6 月 26 日改定

平成 22 年 6 月 29 日改定

平成 25 年 9 月 5 日改定（効力発生日　平成 25 年 10 月 1 日）

平成 26 年 6 月 26 日改定

平成 27 年　6 月 26 日改定

平成 29 年　6 月 29 日改定（効力発生日　平成 29 年 10 月 1 日）

平成 29 年　7 月 28 日改定（効力発生日　平成 29 年 10 月 1 日）

平成 30 年　6 月 27 日改定

平成 31 年　1 月 31 日改定（効力発生日　平成 31 年 3 月 1 日）

令和元年　6 月 25 日改定

令和３年　6 月 24 日改定